

CO₂の回収・利活用に向けた研究会設置要綱

(制定) 令和7年5月23日付 7産労産計第538号

(目的)

第1条 東京都内で排出されたCO₂を回収し、利活用するカーボンリサイクルの取組を推進するため、CO₂の回収・利活用に向けた研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都内で排出されたCO₂を回収し、利活用するカーボンリサイクルの体制構築に向けた取組の推進に関すること
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 研究会は、別表に掲げる構成企業等をもって構成する。

- 2 会議の実施にあたり、専門的な意見を聴取するため専門家を招聘する。
- 3 構成企業等の追加等は、産業労働局長が決定する。

(招集等)

第4条 研究会は、産業労働局長が招集する。

- 2 産業労働局長は、必要に応じて、研究会の構成企業等以外の者の出席を求め、研究会において説明又は意見を求めることができる。

(議事)

第5条 研究会は公開とする。ただし、産業労働局長が、公開することにより率直な意見交換若しくは公平かつ中立な協議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき及びその他正当な理由があると認めるときは、会議、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(秘密保持)

第6条 研究会の構成企業等、第3条第2項に掲げる専門家及び第4条第2項に掲げる関係者は、研究会で知り得た情報(前条の規定により公開されたものを除く。)を

外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、産業労働局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

CO2の回収・利活用に向けた研究会 構成企業等

事業者	
株式会社IHI	
株式会社安藤・間	
伊藤忠商事株式会社	
岩谷産業株式会社	
エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社	
株式会社大林組	
株式会社オムニア・コンチェルト	
鹿島建設株式会社	
一般社団法人カーボンリサイクルファンド	
川崎重工業株式会社	
株式会社KSJ	
サントリーホールディングス株式会社	
J&T環境株式会社	
JFEエンジニアリング株式会社	
大陽日酸株式会社	
株式会社タクマ	
東京ガス株式会社/東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	
東京二十三区清掃一部事務組合	
株式会社東芝	
domi環境株式会社	
日鉄エンジニアリング株式会社	
株式会社日立製作所	
三菱ガス化学株式会社	
専門家	
一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事	電力ユニット担任 工藤 拓毅
早稲田大学 理工学術院 教授	中垣 隆雄

※五十音順、敬称略